

山口市新卒・第二新卒者雇用促進助成金(Q&A)

山口市ふるさと産業振興課

1. 助成対象者について

Q1-1 本社が山口市に無くても、山口市内の支店で採用活動をした場合は対象になりますか？

対象になりません。本事業では、山口市内に主たる事業所を有する中小企業者を対象とした事業であり、本社の所在地が山口市内でない場合は対象になりません。

Q1-2 処遇改善・福利厚生の実施は、具体的にはどのような取組が対象となりますか？

原則、対象の新卒者又は翌年の新卒者に影響のある取組を対象とし、初任給の引上げや各種手当、休暇等の新設など福利厚生の実施が図れる取組です。

具体的な例としては、以下のような取組が挙げられます。

- ・初任給の見直しを実施し1年前と比較して3%以上増額(例:200,000円→206,000円)
- ・給料表の見直しを実施し、基本給として支給される月額を前月分より、定期昇給分を除き3%以上増額
- ・奨学金を返還する従業員に対して、返還額の全部又は一部を、手当として支給する制度を創設
- ・従業員に代わって奨学金の貸与団体に対して事業者が直接返還する制度を創設
- ・経営において必要な資格を取得した従業員に対して支給する資格手当を創設
- ・通勤手当や住居手当の増額
- ・時間単位の年休取得制度の導入
- ・ボランティア休暇の創設
- ・フレックスタイムやテレワークなどの柔軟な労働時間制度の導入
- ・従業員のスキルアップやキャリア開発のための新しい研修プログラムの実施
- ・健康管理やストレスケアのための新たな取組の導入
- ・企業版確定拠出年金制度の導入

※申請時に、処遇改善・福利厚生の実施に取り組んだことを証する書類(様式任意)を提出していただくようになります。

Q1-3 処遇改善・福利厚生の実施や採用力の強化の取組について、対象となるのはどの時期ですか？

対象の新卒者の正規雇用の日を基点として、正規雇用の日の前日から起算して1年前の日から交付の申請をした日までの間に取組まれたものが対象となります。

Q1-4 年1回の定期昇給は、処遇改善の取組として対象となるのでしょうか？

原則、新たに導入された取組が対象となりますので、社内規則の見直し等を必要としない定期昇給は対象となりません。ただし、定期昇給であっても、物価高等を反映して昇給金額を増額するなど、昇給ルールの見直しを行った場合は対象となります。

Q1-5 賞与の支給は対象になるのでしょうか？

予定されていた賞与の支給のみでは対象にはなりません。ただし、特別賞与の支給や、月数の見直しなどで賞与の計算方法を変更した場合は対象になります。

Q1-6 新卒者の中に奨学金を借りている者がいなかった場合でも、奨学金の代理返還制度を新たに設けた場合は対象になるのでしょうか？

新たに制度を設けた場合には対象になります。申請時に制度を創設したことが分かる書類を提出してください。

なお、助成額は、奨学金の有無は関係なく、大学新卒者を何人採用されたかで、20万円～60万円の助成金が交付されます。

2. 新卒者の要件について

Q2-1 「大学(短期大学を除く)又はこちらに準ずる学校を卒業」に該当する新卒者等を教えてくださいませんか？

学校教育法に規定する大学を卒業した新卒者等が対象となります。

また、こちらに準ずる学校を卒業した新卒者等として、専門職大学(専門職短期大学を除く)や大学院、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けている短期大学・高等専門学校の専攻科(学士号)、同機構の認定を受けている各省庁大学校(学士号・修士号・博士号)、外国の大学で学士号・修士号・博士号の学位授与権限を持つ教育機関を卒業・修了した新卒者等も対象となります。

「こちらに準ずる学校」として認められるかどうかは、申請時に、学校名や卒業証明書などを提出していただくことで、対象の学生であることを確認させていただきます。

Q2-2 専門学校の新卒者等は対象になるのでしょうか？

専門職大学や大学あるいは大学院を卒業・修了した新卒者等を対象としており、美容専門学校や調理専門学校などの専門学校(専修学校)の新卒者等は対象になりません。

ただし、修業年数が4年以上の専門学校を卒業して、「高度専門士」の称号を取得された新卒者等は大学卒業と同等として取り扱い、対象となります。

Q2-3 市外の支店で勤務している場合も対象になるのでしょうか？

勤務地が市外であっても、交付申請を提出される時点で、市内に住民登録が行われていれば対

象となります。

3. 申請手続きについて

Q3-1 申請はいつからできますか？

新卒者を6か月正規雇用した時点で申請できます。仮に4月1日時点は非常勤で、5月1日から正規雇用となった場合には、11月1日から申請可能となります。

Q3-2 申請期限はいつまでですか？

正規雇用を開始した日から6か月経過後90日以内に申請してください。4月1日に正規雇用された場合は、12月30日までに申請書を提出してください。

また、予算に達した時点で、申請受付を修了させていただきます。